

委提第2号

北本市議会会議規則の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。

平成27年9月18日 提出

提出者 議会運営委員長 工藤 日出夫

北本市議会議長 三宮 幸雄 様

## 北本市議会会議規則の一部を改正する規則

北本市議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第172条を第173条とする。

第8章を第9章とする。

第171条を第172条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

### 第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第171条 法第100条第12項の規定に基づき、同項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第171条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項について協議又は調整を行うこと。	議長及び各会派の代表者並びに議長の指名する議員	議長
全員協議会	議会運営及び市政の	全議員	議長

	重要事項に関し、協議又は調整を行うこと。		
議会広報委員会	議会だよりの発行及びホームページの掲載に関し協議又は調整を行うこと。	議会広報委員会委員	議会広報委員会委員長
委員協議会	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の所管事項に関し協議又は調整を行うこと。	各常任委員、議会運営委員及び特別委員	各委員長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。